四　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第十四条第一項第十一号に基づき指定を受けた電気事業者のうち、経済産業大臣が別に告示する一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路と旧法第三条第二項に規定する認定発電設備（施行規則第十四条第一項第十一号に基づき指定を受けた種類の再生可能エネルギー発電設備に限る。以下「旧認定発電設備」という。）との接続に係る契約であって、次に掲げる条件のいずれかが付されるものについて、当該一般送配電事業者が当該接続の申込みの受付の開始を公表したときから当該接続をするかどうかの回答がなされるまでの間に行うもの

イ　当該一般送配電事業者が供給する電気の電圧及び周波数の値の維持に支障を生ずるおそれがある場合において、当該申込みを行った者（以下この号において「申込者」という。）が当該一般送配電事業者の指示に従い当該旧認定発電設備の発電に係る電気を当該電線路に送電できないようにするための措置を講ずること。

ロ　当該旧認定発電設備が発電する電気を貯蔵するための蓄電池等を当該旧認定発電設備の設置場所の近隣に設置することその他の当該一般送配電事業者が供給する電気の電圧及び周波数の値の維持に資する措置を当該申込者が講ずること。

附則第八条中「法」を「新法」に改め、「現に」の下に「新法附則第四条に規定する」を加える。

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第九条**　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号。以下この条において「改正省令」という。）附則第二条の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される改正省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条第一項に規定する」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第十三条第一項、第二項及び第四項の規定により読み替えられた同省令第二十二条の一」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定については、この省令の公布の日に施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

（認定基準に関する経過措置）

**第三条**　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「旧法」という。）第三条第二項に規定する特定供給者（次条において「旧特定供給者」という。）であって、改正法附則第四条第一項の規定により改正法の施行の日に改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項の認定（以下「新認定」という。）を受けたものとみなされるものに係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下「旧認定発電設備」という。）と旧法第五条第一項に規定する一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約が、平成二十八年七月三十一日までに締結されている場合、当該旧認定発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画については、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項第九号及び第十号の規定は、適用しない。

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由に関する特例）

**第四条**　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第三号。以下この項及び次項において「平成二十七年改正省令」という。）の施行前にされた旧法第五条第一項の規定による接続の請求（以下この条及び次条において「旧接続請求」という。）であって、平成二十七年改正省令の施行の際、接続をするかどうかの回答がされていなかったものに係る旧認定発電設備（改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号。以下「整備令」という。）第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により新認定を受けたものとみなされる旧特定供給者（以下この条において「みなし認定事業者」という。）に係るものに限る。以下この条において「みなし認定発電設備」という。）により発電した再生可能エネルギー電気についての特定契約については、新規則第十四条第一項第五号から第十三号まで及び第二項から第四項までの規定は、適用しない。

2　平成二十七年改正省令の施行前にされた旧接続請求であって、平成二十七年改正省令の施行の際、接続をするかどうかの回答がされていなかったもののうち、接続の請求の相手方である電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二項第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者が当該旧接続請求に応じることにより、追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなることが見込まれたものについて、当該旧接続請求に係るみなし認定発電設備により発電した再生可能エネルギー電気についての特定契約については、前項の規定にかかわらず、新規則第十四条第一項第五号、第五号の二、第六号イ、ロ、ホ及びヘ並びに第七号から第十三号まで並びに第二項から第四項までの規定を適用する。

3　平成二十七年三月三十一日までに行った太陽光発電設備に係る旧接続請求であって、その出力が五十キロワット以上五百キロワット未満のものを用いるみなし認定事業者が東京電力株式会社、中部電力株式会社又は関西電力株式会社に対して行ったもの、その出力が五十キロワット未満のものを用いるみなし認定事業者が北陸電力株式会社又は中国電力株式会社に対して行ったもの及びその出力が十キロワット未満のものを用いるみなし認定事業者が北海道電力株式会社、東北電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社又は沖縄電力株式会社に対して行ったものについて、当該旧接続請求に係るみなし認定発電設備により発電した再生可能エネルギー電気についての特定契約については、前項の規定にかかわらず、新規則第十四条第一項第八号チの規定は適用せず、同号イの規定の適用については、同イ中「場合（特定契約申込者が第三条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあっては、特定契約電気事業者が回避措置を講じ、並びに第三条第三号及び第四号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。以下このイ及びロからニまで、第十号、第十一号並びに第十三号において同じ。）を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）において」とあるのは「場合において」と、「風力発電設備を」とあるのは「風力発電設備であってその出力が五百キロワット以上のものを」と、「太陽光発電設備に係る損害にあっては、当該抑制を受けた時間が年間三百六十時間」とあるのは「年間三十日」と、「損害に限り、風力発電設備に係る損害にあっては、当該抑制を受けた時間（当該風力発電設備の定格出力に対する出力の抑制の指示を受けた後の出力の割合に、当該抑制を受けた時間を乗じて得た時間を控除した時間とする。）が年間七百二十時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限る。」とあるのは「損害に限る。」と、「書面等により、」とあるのは「書面により、当該指示を行う前に」と、同イ(1)中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び特定契約電気事業者が調達している電気の発電設備」とする。